

富士ハウス株式会社について

1 企業概要

- 企業名 富士ハウス株式会社
- 所在地 静岡県浜松市砂山町350
(管轄：ハローワーク浜松)
- 事業内容 建設業

2 指導経過

- 平成12年12月21日 法第46条第1項に基づき、浜松公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出
- 平成13年1月1日～ 雇入れ計画の実施（計画期間 3年間）
- 平成14年10月16日 雇入れ計画の適正実施勧告を発出
- 平成15年12月31日 雇入れ計画の期間満了
- 平成16年7月～ 特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成17年3月）
- 平成17年1月25日 本省において直接指導を実施

以上のような一連の指導にもかかわらず、企業トップの障害者雇用に対する理解が得られず、相当数の常用労働者の雇入れがあるにもかかわらず、障害者雇用について改善がなされていない状況にある。

3 障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H12.6.1	714	2	0.28	10
H13.6.1	782	1	0.13	13
H14.6.1	857	1	0.12	14
H15.6.1	827	0	0.00	14
H16.6.1	992	4	0.40	13
H17.4.1	1,008	3	0.30	15

(注1) 建設業の除外率(平成15年度まで40%、平成16年度から30%)が適用されており、基礎労働者数は、除外率を適用した後の数である。

(注2) 障害者の数には、重度障害者のダブルカウントが含まれている。